

奈良県営水道企業管理規程第三号

水道局  
各課  
各出先機関

奈良県水道局標準的な職を定める規程を次のように定める。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、次の表の上欄に掲げる職務の種類及び同表の中欄に掲げる職制上の段階に  
 応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	職制上の段階	標準的な職
一 次項に掲げる職務以外の職務	一 職員の職の設置等に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第二号。以下「規程」という。）第三条第一項第一号に規定する局長並びに同条第二項に規定する理事及び次長の属する職制上の段階	局長
	二 規程第三条第一項第二号に規定する課長、同条第三項に規定する主幹、第四条第一項第一号に規定する所長及び次長、同項第二号に規定する場長、同項第三号に規定する所長並びに同条第二項に規定する主幹の属する職制上の段階	課長
	三 規程第三条第一項第二号に規定する課長補佐、同条第二項に規定する主任調整員、同条第三項に規定する主任調整員及	課長補佐

<p>二 単純な労務に雇用される職員が行う職務</p>			
<p>職の属する職制上の段階</p>	<p>五 規程第五条第一号から第五号までに規定する職の属する職制上の段階</p>	<p>四 規程第三条第一項第三号に規定する係長、同条第三項に規定する調整員及び主任主査並びに第四条第二項に規定する係長、調整員及び主任主査の属する職制上の段階</p>	<p>び副主幹、第四条第一項第一号から第三号までに規定する課長並びに同条第二項に規定する主幹、技師長及び副主幹の属する職制上の段階</p>
<p>技能員</p>	<p>主事</p>	<p>係長</p>	

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。